

○福島地方水道用水供給企業団職員の寒冷地手当の支給に関する規程

〔平成16年10月30日
管理規程第4号〕

改正 平成17年11月30日管理規程第2号
平成20年6月18日管理規程第2号
平成27年10月1日管理規程第1号

平成17年12月26日管理規程第3号
平成26年10月31日管理規程第2号

（趣旨）

第1条 この規程は、福島地方水道用水供給企業団職員給与規程（昭和60年管理規程第10号）第2条の規定に基づき寒冷地手当に関し必要な事項を定めるものとする。

（寒冷地手当）

第2条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下「基準日」という。）において、すりかみ浄水場に在勤する職員であって福島地方水道用水供給企業団を構成する福島市、二本松市、伊達市、桑折町、国見町及び川俣町の区域又は国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に掲げる地域に居住するもの（以下この条において「支給対象職員」という。）に対して支給する。ただし、平成27年11月から平成30年3月までの毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下「経過措置基準日」という。）において、平成27年3月31日から当該経過措置基準日の前日までの間、引き続きすりかみ浄水場に在勤する職員であって、引き続き本文に規定する地域に居住する職員に限る。

2 前項に係わる支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
17,800円	10,200円	7,360円

3 寒冷地手当の額が、次の表の左欄に掲げる経過措置基準日の属する月の区分に

第5編 給与（福島地方水道用水供給企業団職員の寒冷地手当の支給に関する規程）

応じ同表の右欄に掲げる額を超えることとなるときは、前項の規定にかかわらず寒冷地手当の額から同表の左欄に掲げる経過措置基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。ただし、扶養親族のない世帯主である職員及び世帯主でない職員については、平成29年11月から平成30年3月までにおける寒冷地手当は支給しないものとする。

平成28年11月から平成29年3月まで	6,000円
平成29年11月から平成30年3月まで	12,000円

（世帯主である職員）

第3条 第2条第2項の表の世帯主である職員とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。

- (1) 扶養親族（福島市水道局企業職員給与規程第7条第2項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）を有する者
 - (2) 扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専用している者
- （支給方法）

第4条 寒冷地手当は給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給定日までに寒冷地手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

- 2 基準日から給料の支給定日の前日までの間において離職し、又は死亡した支給対象職員には、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給する。

（確認）

第5条 企業長は、寒冷地手当を支給する場合において必要と認めるときは、当該職員の住所の所在地を確認するものとする。

- 2 企業長は、前項の確認を行う場合に必要と認めるときは、職員の住所の所在地を証明するに足る書類の提出を求めるものとする。

（委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年11月30日管理規程第2号）

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

第5編 給与（福島地方水道用水供給企業団職員の寒冷地手当の支給に関する規程）

附 則（平成17年12月26日管理規程第3号）

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成20年6月18日管理規程第2号）

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成26年10月31日管理規程第2号）

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日管理規程第1号）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。